

業 務 番 号							
設計年度	令和6年度	道路維持修繕業務委託（植栽） 主要地方道尾道三原線外 5 路線 三原市 城町一丁目外					
施工月日	令和 年 月 日						
施工方法	委 託						
業務期間							
業 務 概 要		起 工 理 由					
剪定・薬剤散布・施肥 一式 剪定・防除・施肥 N=431本 剪定・防除・施肥(寄植) A=2,920m2 除草 A=4,830m2 灌水(寄植) A=4,920m2 街路樹剪定 N=42本 植樹帯防草対策 A=24m2							

交付金

仕 様 書

特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、三原市城町一丁目外 道路維持修繕業務委託（植栽）主要地方道尾道三原線外5路線 に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・ **土木工事共通仕様書（令和5年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）**※ 土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・ その他関連規格類
- 3 各仕様書の「工事」は次から「業務」へ読替えるものとする。
- 4 三原市館町二丁目にて実施する街路樹剪定については、「特記仕様書（街路樹剪定編）」に明示する。

第2節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第3節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

- 1 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。
- 2 計画の掲示及び公表
受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

第4節 現場の管理

- 1 受注者は業務現場内において、現場代理人及び主任技術者に業務名、工期、顔写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用するものとする。
- 2 現場代理人は、専任で配置するものとする。
- 3 主任技術者の選任は必要とするが、建設業法第27条の23該当工事ではないため、専任及び兼務制限の対象とはならない。

(名札様式)

現場代理人	
氏 名	○ ○ ○ ○
写 真	○ ○ ○ ○ 業務
印	工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
◇ ◇ 建設株式会社 印	

- ・用紙の大きさは、名刺サイズ以上。
- ・印は所属会社の社印。
- ・写真のサイズは2cm×3cm程度。

第5節 完成通知

受注者は、契約工期の終期日（工期の終期日が土曜日、日曜日、祝日等に当たる場合は、その前日）までに工事を完成するとともに、監督員を通じて発注者に対し、完成通知書を提出するものとする。

第2章 材料

第1節 資材価格

次に示す材料について、実際に受注者（又は下請負人）とメーカー（又は問屋又は特約店等）との間で交わされた契約書又は見積書等の写しを監督員に提出すること。

材料名	規格
防除用薬液	オルトラン水和剤相当品

第2節 防草対策

三原市城町一丁目・二丁目にて実施する防草対策については、エコクリーンソイル相当品を見込んでいる。他の工法にて施工を実施する場合は、監督員と協議するものとする。

第3章 施工条件

第1節 安全対策

- 1 交通誘導警備員・警戒船・保安要員
植栽管理作業期間、交通誘導警備員を1（人/日）配置すること。

第2節 一般廃棄物

- 1 剪定枝等（木くず） （三原市が許可する処分施設）
当該工事（三原・本郷地区分）により発生する剪定枝等の木くず類は、「三原市が許可する処理施設」へ搬出する。
運搬距離 12.4キロメートル
受入費用 平日の受入れ費用

なお、委託発注後に明らかになったやむを得ない事情により、「三原市が許可する処理施設」への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

- 2 除草等の搬出
当該工事により発生する草は、次のとおり搬出することを見込んでいる。
搬出場所 三原市内の田畑及び受注者が管理するヤードで、次の条件を満たす場所。
・田畑にあっては、耕作者が刈草を堆肥化して使用することを条件として受入れを承諾しているもの。
・受注者が管理するヤードにあっては、刈草を一時保管あるいは堆肥化する間、目隠しフェンス等により良好に管理することができる場所。
運搬距離 7キロメートル
なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

第3節 業務上の留意

1 施工

防除及び抜根除草については1回/業務、灌水については2回/業務を予定している。施工時期・対象箇所・回数は監督員と協議をして決定するものとする。
植樹帯内に花等を植えられている箇所がある場合については、地元との協議を行い業務を行うものとする。

2 除草後の廃棄物処理

広島県東部建設事務所三原支所の管理する道路で発生した一般廃棄物の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、いかなる場合でも野焼き又は、三原市の許可を受けた一般廃棄物処理施設以外での処理を行ってはならない。

3 数量の算出

樹木の配置状況が判るよう展開図を作成し、「市場単価」を用いて積算できるような数量の計算及び取りまとめを行うこと。
その際、疑義が生じたときは監督員に確認し、指示に従うこと。

4 防除用薬液剤

本業務の防除用薬液剤はオルトラン水和剤を想定しているが、発生害虫等の状況により最適な薬剤に変更するので、事前に監督員と協議し使用薬剤を決定すること。

第4節 薬液散布

1 薬液散布

次の条件を見込んでいる。

設計条件

		単 位	通 常
			単位散布量 ℓ (a)
高木	C=0.6m以上	本	20
	C=0.3~0.6m	本	10
	C=0.3m未満	本	5
中木	H=2.0m以上	本	1
	H=1.0~2.0m	本	0.5
低木	H=1.0m以下	m ²	0.5
寄植		m ²	0.5

樹木散布 原液：1000cc (水：1000ℓ当り)

寄植散布 原液：1000cc (水：1000ℓ当り)

材料

オルトラン水和剤相当品

第5節 施肥

1 施肥

設計条件

施肥 ちから1号相当品

		単 位	通 常
			単位散布量
			Kg
			(a)
高木	C=0.3m以上	本	0.75
	C=0.3m未満	本	0.50
中木	H=2.0m以上	本	0.30
	H=1.0~2.0m	本	0.25
低木	H=1.0m以下	本	0.05

施肥 油粕

		単 位	通 常
			単位散布量
			Kg
			(a)
寄植		kg/m ²	0.35

第4章 設計金額

第1節 積算及び契約内容

1 植栽等台帳作成

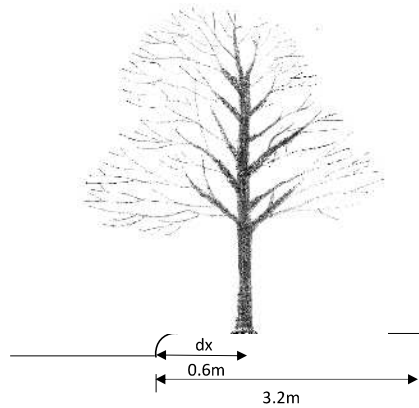
植栽等台帳の作成は、普通作業員による1時間/枚程度の作業量を見込んでいる。
また、台帳は電子媒体も提出することとする。

第5章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

特記仕様書（街路樹剪定編）

クスノキ [剪定タイプ：縮小タイプ]



●現況特性

樹形特性	樹形	球形
	樹高・枝張り比	0.5以上
現況樹形	樹高	10.0m
	枝張り	6.0m
空間条件	沿道状況	住宅地
	中圧線	有り
	dx	0.6m
	歩道幅員	3.2m
	植栽間隔	8.0m

●現況樹形のプロポーション

樹高・枝張り比
 $= \text{枝張り} 6.0\text{m} \div \text{樹高} 10.0\text{m}$
 ≈ 0.6

●緑化空間特性からの樹形への制約とニーズ

- ・市街主要住宅地を通る道路で歩道幅員もそれほど広くないため緑化空間の制約は大きい。
- ・交通の妨げにならないよう一定の大きさで維持する必要がある。

●目標樹形の設定

- ・現在、樹高・枝張り比が約0.6で良好な樹形として維持されており、今後も同様に0.6で維持していく。
- ・上空に中圧線があり、県道のため標識等が多くあり、樹高・枝張り共に切詰が必要。

- ・マテバシイは強い剪定を好まない性質があるため剪定樹形は目標樹形より0.5mほど小さくするに留める。

<目標樹形>
 枝張り $= (3.2 - 0.6) \times 2 = 5.2$
 $\approx 5.0\text{m}$
 樹高 $= 5.0 \div 0.6 = 8.3333$
 $\approx 8.5\text{m}$

●目標樹形

樹高	8.5m
枝張り	5.0m

●剪定樹形

1年後(剪定後)	
樹高	8.0m
枝張り	4.5m

初年(剪定後)	
樹高	7.0m
枝張り	4.0m

初年—剪定前	初年—剪定後（剪定樹形）	1年後—剪定前	1年後—剪定後（剪定樹形）	2年後—剪定前	2年後—剪定後（剪定樹形）
<ul style="list-style-type: none"> ●頂部優勢が著しく枝葉の密度がかなり高く、不要枝も多い。 ●骨格枝のバランスは比較的良好。 	<ul style="list-style-type: none"> ●副主枝の切詰剪定と強めの切返しを行い、球形を整える。 ●現況より樹高・枝張りを2.0～3.0m程度小さくする。 ●切断面は斜めにカットし、ブツ切りにしない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●剪定から1年後は、切り口から新しい枝が著しく多く発生する。 ●新生枝は概ね、1.0～2.0m程度伸長する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●良い方向（副主枝の伸びている方向）に伸びている新生枝を3～5本選んで残し、他は間引く。（残した枝が側枝になる） 	<ul style="list-style-type: none"> ●側枝が伸長・分岐して目標樹冠となる。 ●枝数が多い場合には、3年後の剪定で調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●切返し剪定を主体としたため、大きな切り口は生じなかった。 ●それにより、新生枝が著しく多く発生するということはない。 ●この後は、頂部優勢のコントロールと不要枝を除去する剪定を繰り返す。

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
本工事費				
道路維持		式	1	レベル1
植栽維持工		式	1	レベル2
樹木・芝生管理工		式	1	レベル3
樹木剪定	【高木 幹周90cm以上120cm未満】	本	5	レベル4
樹木剪定	【高木 幹周30cm以上60cm未満】	本	281	レベル4
樹木剪定	【中木 円筒形 樹高100cm以上200cm未満】	本	79	レベル4
樹木剪定	【中木 円筒形 樹高200cm以上300cm未満】	本	18	レベル4
樹木剪定	【低木 球形 樹高100cm未満】	本	48	レベル4
寄植剪定	【中木 樹高200cm以上300cm未満】	m2	460	レベル4
寄植剪定	【低木 樹高100cm未満】	m2	2,460	レベル4
抜根除草	【抜根除草_植込み地】	m2	4,830	レベル4
樹木施肥	【ちから1号相当品】	本	431	レベル4
寄植・芝施肥	【寄植_中木及び低木】	m2	2,920	レベル4
灌水	【2回/業務】	m2	4,920	レベル4
防除	【スプレイザー相当品】 【オルトラン水和剤相当品】	式	1	レベル4
運搬処理		式	1	レベル4
台帳作成		式	1	レベル4

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
街路樹剪定工		式	1	レベル2
街路樹剪定工		式	1	レベル3
街路樹剪定		本	42	レベル4
防草対策工		式	1	レベル2
植樹帯防草対策工		式	1	レベル3
植樹帯防草対策		m2	24	レベル4
仮設工		式	1	レベル2
交通管理工		式	1	レベル3
交通誘導警備員		式	1	レベル4
** 直接工事費 **				
共通仮設費率分				
** 共通仮設費計 **				
** 純工事費 **				
現場管理費				
** 工事原価 **				
一般管理費率分				
一般管理費計				
** 工事価格 **				

参 考 資 料

—道路維持修繕業務委託（植栽）主要地方道尾道三原線外 5 路線—

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系	0 59 三原市 00-06.03.01(0) 1 公共(一般)	凡例 Co … コンクリート As … アスファルト DT … ダンプトラック BH … バックホウ CC … クローラクレーン TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
	当世代 13 道路維持工事 02 市街地(DID補正) 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 補正なし 00 通常工事 0% 00 補正無し 03 補正しない	前世代
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。		

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
道路維持					Y1G01 レベル1
植栽維持工	1	式			Y1G0120 レベル2
樹木・芝生管理工	1	式			Y1G012001 レベル3
樹木剪定 【高木 幹周90cm以上120cm未満】	5	本			Y1G01200101 レベル4
道路植栽工(植樹管理 せん定) 高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定_幹周90cm以上120cm未満	5	本			SS000289 00 単第0 -0001 表
樹木剪定 【高木 幹周30cm以上60cm未満】	281	本			Y1G01200101 レベル4
道路植栽工(植樹管理 せん定) 高木せん定 [規]50本以上 冬期せん定_幹周30cm以上60cm未満	281	本			SS000289 00 単第0 -0002 表
樹木剪定 【中木 円筒形 樹高100cm以上200cm未満】	79	本			Y1G01200101 レベル4

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
道路植栽工(植樹管理 せん定) 低木・中木せん定 [規]50本以上 円筒形_樹高100cm以上200cm未満	79	本			SS000289 00 単第0 -0003 表
樹木剪定 【中木 円筒形 樹高200cm以上300cm未満】	18	本			Y1G01200101レベル4
道路植栽工(植樹管理 せん定) 低木・中木せん定 [規]50本以上 円筒形_樹高200cm以上300cm未満	18	本			SS000289 00 単第0 -0004 表
樹木剪定 【低木 球形 樹高100cm未満】	48	本			Y1G01200101レベル4
道路植栽工(植樹管理 せん定) 低木・中木せん定 [規]50本以上 球形_樹高100cm未満	48	本			SS000289 00 単第0 -0005 表
寄植剪定 【中木 樹高200cm以上300cm未満】	460	m2			Y1G01200102レベル4
道路植栽工(植樹管理 せん定) 寄植せん定 [規]1000m2以上 中木	460	m2			SS000289 00 単第0 -0006 表
寄植剪定 【低木 樹高100cm未満】	2,460	m2			Y1G01200102レベル4
道路植栽工(植樹管理 せん定) 寄植せん定 [規]1000m2以上 低木	930	m2			SS000289 00 単第0 -0007 表

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
道路植栽工(植樹管理 せん定) 寄植せん定 [規]1000m2以上 低木	1,530	m2			SS000289 00 単第0 -0008 表
抜根除草 【抜根除草_植込み地】	4,830	m2			Y1G01200104レベル4
道路植栽工(植樹管理 抜根除草) 抜根除草_植込み地 [規]1000m2以上	1,290	m2			SS000053 00 単第0 -0009 表
道路植栽工(植樹管理 抜根除草) 抜根除草_植込み地 [規]1000m2以上	3,540	m2			SS000053 00 単第0 -0010 表
樹木施肥 【ちから 1号相当品】	431	本			Y1G01200107レベル4
道路植栽工(植樹管理 施肥) 高木_幹周60cm以上120cm未満 [規]50本以上	5	本			SS000051 00 単第0 -0011 表
道路植栽工(植樹管理 施肥) 高木_幹周60cm未満 [規]50本以上	281	本			SS000051 00 単第0 -0012 表
道路植栽工(植樹管理 施肥) 低木中木_樹高200cm未満 [規]50本以上	79	本			SS000051 00 単第0 -0013 表
道路植栽工(植樹管理 施肥) 中木_樹高200cm以上300cm未満 [規]50本以上	18	本			SS000051 00 単第0 -0014 表

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
道路植栽工(植樹管理 施肥) 低木中木_樹高200cm未満 [規]50本以上	48	本			SS000051 00 単第0 -0013 表
樹木施肥肥料 ちから1号相当品 15kg/袋	17	袋			F1001 00
寄植・芝施肥 【寄植_中木及び低木】	2,920	m2			Y1G01200108レベル4
道路植栽工(植樹管理 施肥) 寄植_中木及び低木 [規]1000m2以上	460	m2			SS000051 00 単第0 -0015 表
道路植栽工(植樹管理 施肥) 寄植_中木及び低木 [規]1000m2以上	930	m2			SS000051 00 単第0 -0016 表
道路植栽工(植樹管理 施肥) 寄植_中木及び低木 [規]1000m2以上	1,530	m2			SS000051 00 単第0 -0015 表
寄植施肥肥料 油粕 20kg/袋	52	袋			F1002 00
灌水 【2回/業務】	4,920	m2			Y1G01200109レベル4
道路植栽工(植樹管理 灌水) トラック使用 [規]1000m2以上	1,860	m2			SS000057 00 単第0 -0017 表

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
道路植栽工(植樹管理 灌水) トラック使用 [規]1000m2以上	3,060	m2			SS000057 00 単第0 -0018 表
防除 【スプレイザー相当品】 【オルトラン水和剤相当品】	1	式			Y1G01200110レベル4
道路植栽工(植樹管理防除) 高木_幹周60cm以上120cm未満 [規]50本以上	5	本			SS000059 00 単第0 -0019 表
道路植栽工(植樹管理防除) 高木_幹周60cm未満 [規]50本以上	281	本			SS000059 00 単第0 -0020 表
道路植栽工(植樹管理防除) 中木_樹高100cm以上200cm未満 [規]50本以上	79	本			SS000059 00 単第0 -0021 表
道路植栽工(植樹管理防除) 中木_樹高200cm以上300cm未満 [規]50本以上	18	本			SS000059 00 単第0 -0022 表
道路植栽工(植樹管理防除) 寄植_中木 [規]1000m2以上	460	m2			SS000059 00 単第0 -0023 表
道路植栽工(植樹管理防除) 低木_樹高60cm未満 [規]50本以上	48	本			SS000059 00 単第0 -0024 表
道路植栽工(植樹管理防除) 寄植_低木 [規]1000m2以上	930	m2			SS000059 00 単第0 -0025 表

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
道路植栽工(植樹管理防除) 寄植_低木 [規]1000m2以上	1,530	m2			SS000059 00 単第0 -0026 表
農薬 スプレイザー相当品 500ml/本	2	本			F1003 00
農薬 オルトラン水和剤相当品 500g/袋	9	袋			F1004 00
運搬処理	1	式			Y4999 レベル4
運搬(伐木除根) 人力施工 DID区間有り 距離14.5km以下(11.5km超)	4,830	m2			SPK23040186 00 単第0 -0027 表
【直接工事費に含まれる処分費等】 「処分費等」の取扱いによる					#0041
再生資源化施設受入費 伐採木	5	m3			F9001 00
台帳作成	1	式			Y4999 レベル4
植栽台帳作成費 共通仮設費[対象外]，現場管理費[対象外] 一般管理費[対象外]					#0046

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
植栽台帳作成					V1001 00
	17	枚			単第0 -0028 表
街路樹剪定工					Y2999 レベル2
	1	式			
街路樹剪定工					Y3999 レベル3
	1	式			
街路樹剪定					Y4999 レベル4
	42	本			
街路樹形矯正剪定					F2001 00
	38	本			
街路樹軽剪定					F2002 00
	4	本			
防草対策工					Y2999 レベル2
	1	式			
植樹帯防草対策工					Y3999 レベル3
	1	式			
植樹帯防草対策					Y4999 レベル4
	24	m2			

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
透水性土系舗装 t=4cm エコクリーンソイル相当品 材工共	24	m2			F3001 00
仮設工	1	式			Y1G0126 レベル2
交通管理工	1	式			Y1G012621 レベル3
交通誘導警備員	34	人			Y1G01262101 レベル4
交通誘導警備員B	34	人			R0369 00
** 直接工事費 ** #0020計=支給品等(材料),無償貸付					
共通仮設費率分					Z0019
計算情報..... 対象額..... 率.....					
** 共通仮設費計 **					

本工事費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
** 純工事費 **					
現場管理費 計算情報..... 対象額..... 率.....					
** 工事原価 **					
一般管理费率分 計算情報..... 対象額..... 率.....					前払補正率...
一般管理費計					
** 工事価格 **					
** 消費税相当額 ** 計算情報..... 対象額..... 率.....					
** 工事費計 **					

施工単価表

運搬(伐木除根)

SPK23040186

単第0 -0027 表

人力施工

DID区間有り 距離14.5km以下(11.5km超)

1

m2 当り

機械構成比: 20.58% 労務構成比:

70.00% 材料構成比: 9.42% 市場単価構成比: 0.00%

標準単価: 11.27500

代表機材規格(積算地区)	構成比	単価(積算地区)	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)	20.58%		ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級 (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む)		MTPC00016T1 MTPT00016T1
運転手(一般)	70.00%		運転手(一般)		RTPC00007 RTPT00007
軽油 パトロール給油, 2~4KL積載車給油	9.42%		軽油パトロール給油		TTPC00013 TTPT00013
積算単価			積算単価		EP001
A=1 人力施工 D=40 距離14.5km以下(11.5km超)			C=2 DID区間有り E=1 -(全ての費用)		

植栽管理項目 数量集計表

① 樹木剪定		
	規 格	本数
高 木	幹周90cm～120cm	5
	幹周30cm～60cm	281
中低木 円筒形	樹高100～200cm	79
	樹高200～300cm	18
低木 球形	樹高100cm未満	48

② 寄植剪定		
	規 格	面積(m ²)
低木	H=60cm未満	2,459.02
中木	H=200～300cm	461.80

③ 伐根除草	
	面積(m ²)
伐根除草	4,831.15

④ 防 除		
	規 格	本数
高 木	幹周60cm～120cm	5
	幹周60cm未満	281
中低木 円筒形	樹高100～200cm	79
	樹高200～300cm	18
低木 球形	樹高100cm未満	48

④ 防 除		
	規 格	面積(m ²)
低木	H=60cm未満	2,459.02
中木	H=200～300cm	461.80

⑤ 施 肥		
	規 格	面積(m ²)
低木	H=60cm未満	2,459.02
中木	H=200～300cm	461.80

⑤ 施 肥		
	規 格	本数
高 木	幹周60cm～120cm	5
	幹周60cm未満	281
中低木 円筒形	樹高100～200cm	79
	樹高200～300cm	18
低木 球形	樹高60cm未満	48

⑥ 灌 水		
	規 格	面積(m ²)
低木	H=60cm未満	4,918.04

灌水回数 2 回

灌水 1 回あたりの面積 2,459.02 m²

数量表

道路維持修繕業務委託（植栽） 主要地方道尾道三原線外5路線

路線名	所在地	剪定										除草		施肥																							
		高木		高木		中木（円筒形）		中木（円筒形）		中木（寄植）		低木（球形）		低木（寄植）		抜根除草		高木		高木		中木（円筒形）		中木（円筒形）		中木（寄植）		低木（球形）		低木（寄植）							
		90cm～120cm未満		30cm～60cm未満		H=100～200cm		H=200～300cm		H=200～300cm		H=100cm未満		H=60cm未満				60cm～120cm未満		C=60cm未満		H=100～200cm		H=200～300cm		H=200～300cm		H=100cm未満		H=60cm未満							
		供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間						
本		本		本		本		㎡		本		㎡		㎡		本		本		本		本		㎡		本		㎡									
主要地方道55号尾道三原線 (城町・船町・中之町地区)	三原市 城町・船町・中之町	0	5	281	0	0	43	18	0.00	0	931.42	659.66	1,292.30	1,229.27	0	5	281	0	0	43	18	0.00	0	931.42	659.66	0	5	281	0	0	43	18	0.00	0	931.42	659.66	
一般県道155号三原本郷線 (西町郵便局前)	三原市 西町	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	62.26	0.00	96.08	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	62.26	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	62.26
一般県道362号小泉本郷線 (惣定地区)	三原市 沼田西町	0	0	0	0	0	10	0	461.80	0	0.00	5.39	0.00	296.04	0	0	0	0	0	0	10	0	461.80	0	0.00	5.39	0	0	0	0	0	0	0	461.80	0	0.00	5.39
主要地方道75号三原竹原線 (八反田窪地区)	三原市 小泉町	0	0	0	0	0	0	0	0.00	48	0.00	264.93	0.00	901.13	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	48	0.00	264.93	0	0	0	0	0	0	0	0.00	48	0.00	264.93
一般県道343号下徳良本郷線 (船木地区)	三原市 本郷町	0	0	0	0	0	26	0	0.00	0	0.00	364.53	0.00	845.50	0	0	0	0	0	0	26	0	0.00	0	0.00	364.53	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	364.53
一般県道345号上徳良久井線 (和草地区)	三原市 久井町	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	170.83	0.00	170.83	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	170.83	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	170.83
合計		0	5	281	0	0	79	18	461.80	48	931.42	1,627.60	1,292.30	3,638.85	0	5	281	0	0	79	18	461.80	48	931.42	1,627.60	0	5	281	0	0	79	18	461.80	48	931.42	1,627.60	

単位施肥量(kg)	0.75	0.75	0.25	0.30	0.35	0.05	0.35				
施肥量(kg)	0	3.75	210.75	0	0	19.75	5.40	161.63	2.40	326.00	534.66
合計(kg)	3.75	210.75	19.75	5.40	161.63	2.40	860.66				

2.0-5.1号 3.75+210.75+19.75+5.40+2.40 = 242.05 kg 15kg/袋の為 16.14 17袋
 油粕 161.63+860.66 = 1022.29 kg 20kg/袋の為 51.11 52袋

数量表

道路維持修繕業務委託（植栽） 主要地方道尾道三原線外5路線

路線名	所在地	防除												灌水			
		高木		高木		中木（円筒形）		中木（円筒形）		中木（寄植）		低木（球形）		低木（寄植）		低木（寄植）	
		60cm～120cm未満		C=60cm未満		H=100～200cm		H=200～300cm		H=200～300cm		H=60cm未満		H=60cm未満		H=60cm未満	
		供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	未供用区間	未供用区間	未供用区間	未供用区間	未供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間	供用区間	未供用区間
		本		本		本		本		㎡	本		㎡	㎡			
主要地方道55号尾道三原線 (城町・船町・中之町地区)	三原市 城町・船町・中之町	0	5	281	0	0	43	18	0.00	0	931.42	659.66	931.42	659.66			
一般県道155号三原本郷線 (西町郵便局前)	三原市 西町	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	62.26	0.00	62.26			
一般県道362号小泉本郷線 (惣定地区)	三原市 沼田西町	0	0	0	0	0	10	0	461.80	0	0.00	5.39	0.00	5.39			
主要地方道75号三原竹原線 (八反田窪地区)	三原市 小泉町	0	0	0	0	0	0	0	0.00	48	0.00	264.93	0.00	264.93			
一般県道343号下徳良本郷線 (船木地区)	三原市 本郷町	0	0	0	0	0	26	0	0.00	0	0.00	364.53	0.00	364.53			
一般県道345号上徳良久井線 (和草地区)	三原市 久井町	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	170.83	0.00	170.83			
合計		0	5	281	0	0	79	18	461.80	48	931.42	1,627.60	931.42	1,627.60			

単位散布量(%)	20.00		10.00		0.50		1.00	0.50	0.50	0.50	
散布量(%)	0	100.00	2810.00	0	0	39.50	18.00	230.90	24.00	465.71	763.80
合計(%)	100.00		2810.00		39.50		18.00	230.90	24.00	1229.51	

総数量(%)	4,451.91	4,451.91/1000/0.5=8.90	9袋	4,451.91×2/10=890.38	2本
--------	----------	------------------------	----	----------------------	----

※1000倍液 オルトラン水和剤 500g/袋

※10Lあたり2ml スプレイザ―500ml/本

植栽管理箇所表

管理 番号	県道名		地区名	箇所
	主要地方道55号	尾道三原線		
1-1 ～ 1-11	主要地方道55号	尾道三原線	城町館町中之町地区	県立三原東高等学校付近 中之町保育所前交差点付近 三原BP中之町ランプ～神明大橋付近 県立三原東高等学校～県営住宅付近 県営住宅～市立中之町保育所付近 市立中之町保育所～市立第二中学校付近 市立第二中学校～県立三原東高等学校付近 東2番ガード(南)交差点～城町南交差点付近
2	一般県道155号	三原本郷線	西町郵便局前	西町郵便局付近
3	一般県道362号	小泉本郷線	惣定地区	生田橋南詰交差点～小原工業団地付近
5	主要地方道75号	三原竹原線	八反田窪地区	生田橋南詰交差点付近
6-1 6-2	一般県道342号	下徳良本郷線	船木地区	新五反田橋～平坂原田前バス停留所付近
7	一般県道345号	上徳良久井線	和草地区	三原市久井支所から西へ約1km付近

街路樹剪定手順

ケーススタディを検討するに当たって、街路樹剪定における重要なポイントをフローにより再確認する。

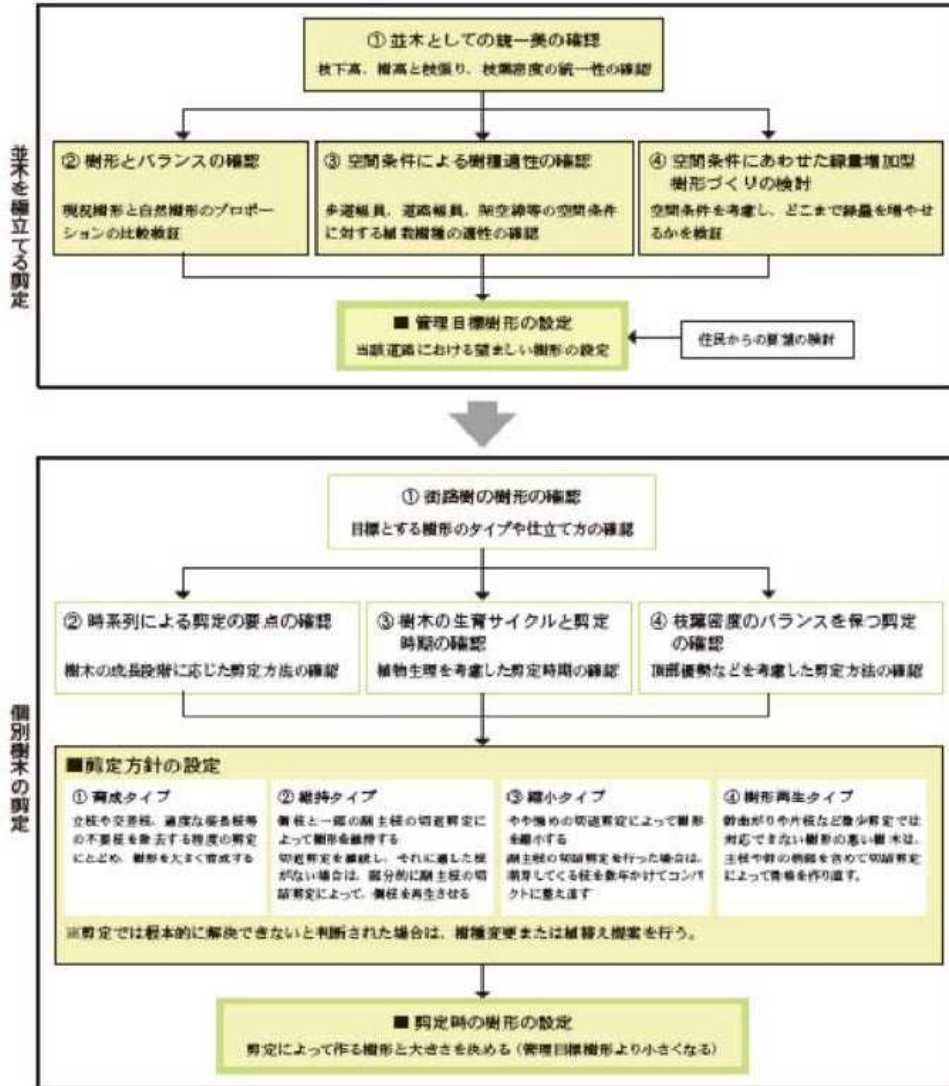


図 3-16 街路樹剪定のフロー

7. 管理目標樹形の設定とケーススタディ

街路樹の管理目標樹形は、樹種の特長、空間条件、剪定条件等を考慮して設定することが必要である。

管理目標樹形を検討するには、連続した街路樹の中から一本の標準的な樹木を選び、ケーススタディを行うことが有効である。

管理目標とする最大樹高の目安は、樹種の特長による望ましい樹高・枝張り比を考慮し、伸長可能な枝張り比から下記の計算式により求めることができるが、街路樹としてのさまざまな制約条件により決めなければならない。



表 樹形タイプ毎の望ましい樹高・枝張り比

樹形タイプ区分	『東京都街路樹マスタープラン検討委員会報告書』（東京都建設局）	『道路緑化計画・植栽施工・管理技術指針』（建設省九州地方建設局）	望ましい樹高・枝張り比の目安 (f)
円錐形	・ イチョウ 0.3 ・ メタセコイア 0.3	0.2	0.3~0.4
卵円形	・ ブラタナス 0.5 ・ ユリノキ 0.6 ・ カツラ 0.4 ・ アオギリ 0.7 ・ クロガネモチ 0.5 ・ シラカシ 0.5 ・ コブシ 0.5 ・ シンジュ 0.3 ・ トウカエデ 0.5 ・ モミジノフウ 0.5 ・ ハクウボク 0.6 ・ ハナミズキ 0.6 ・ ヒメシャラ 0.7 ・ ヤマモモ 0.7	0.4	0.4~0.7
球形	・ クスノキ 0.6 ・ アキニレ 0.5 ・ エンジュ 0.5 ・ マテバシイ 0.7	0.5	0.5~0.7
扇形	・ ケヤキ 0.7 ・ トチノキ 0.5 ・ ヤマボウシ 0.6 ・ ソメイヨシノ 1.0	0.6	0.5~0.7
収斂形	・ シデレヤナギ 0.7		1.0 (ソメイヨシノ) 0.7

1) 基本的な剪定手法

樹木の剪定の基本的な手法には、「枝抜剪定」「切返剪定」「切詰剪定」があるが、樹木の防風機能を意識しながら、剪定の目的に応じてそれらを組み合わせる。

(1) 枝抜剪定

街路樹の剪定で最もよく使われる枝抜剪定は、副主枝から側枝にかけて切り透かす「透かし剪定」である。これに先立ち、虚弱な「主枝」や建築限界にかかる下枝を幹の付け根から切り落とす「枝下ろし」を行う。特に街路樹の場合は、建築限界以下の下枝や、信号や標識などへの視野を阻害する枝、電線に架かる枝などは、早いうちに枝下ろしや枝抜きをしておく必要がある。その際、「忌み枝」と呼ばれる、将来的に枝同士が競合する「立枝」「交差枝（からみ枝）」「平行枝」「逆枝（逆さ枝）」などは「透かし剪定」によって優先的に抜いていく。具体的な手順は、新によって「枝下ろし」を行う→太い枝は鋸を使って「大透かし」を行う→主として剪定鋏によって「中透かし」を行う→必要に応じて剪定鋏や木鋸を使って「小透かし」や葉先の切り詰めを行う。

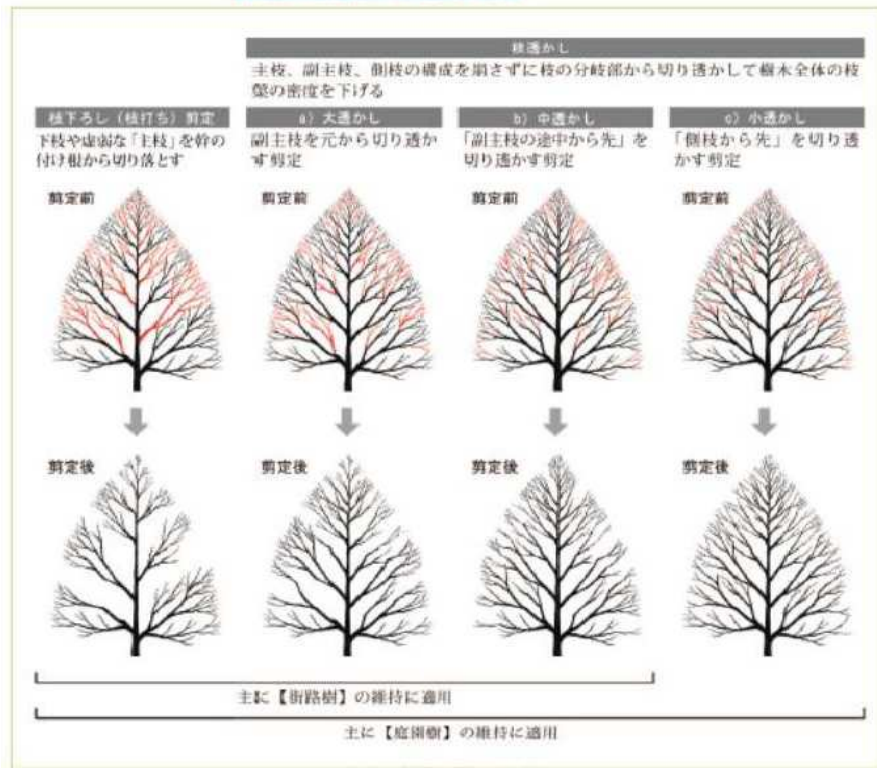


図 3-8 枝抜剪定の呼び方

(2) 切返剪定

透かし剪定の際に必ず守らなければならない手法で、樹冠の縮小を目的に長く伸びた枝の途中から良い方向に伸びている短い枝のすぐ上で切除し、短い枝に切り返す、整枝剪定の基本的な技術である。日本の伝統的な剪定手法として受け継がれてきた。切返剪定では、将来切り返す枝の育成を考えながら剪定することが大切である。

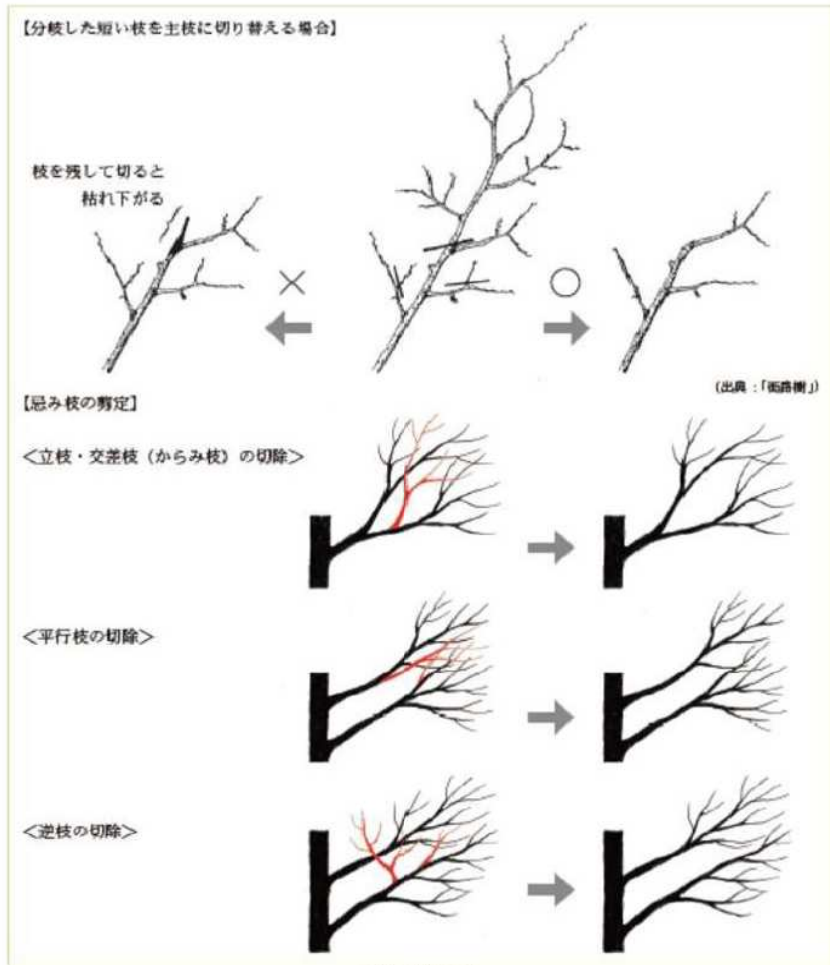


図 3-9 切返剪定

【切戻剪定の手法】

切戻剪定によって長く伸びた枝を分枝した短い枝に切り替える。目標とする樹冠より長く伸びた枝は芽の上で切り詰める。

剪定前：

- 目標とする樹冠線を想定する



第1段階：

切戻剪定による樹冠の縮小

- 切り返すことによって側枝を目標樹冠近くにおさめる
- 内側の枝も同様にバランスよく切り返す
- 緩む縮んでいればそのままでもよい



第2段階：

側枝の切り揃えによる仕上げ

- 目標樹冠から突出している側枝を目標樹冠線の前後で軽く切り詰める
- 芽を残して切り詰めることで、切口が目立たず、きれいに見える



外枝 (芽) を残すようにすれば、樹形は外側に広がり、内枝 (芽) を残すようにすれば内側に向けておさまる。

..... 切除する枝

図 3-10 切戻剪定の詳細

(3) 切詰剪定

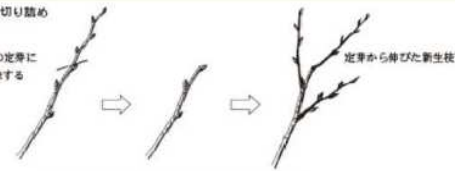
枝の途中から切除する手法である。

大枝の場合は、切った直後が見苦しく、切口から腐朽し易いので、通常は切戻剪定を行った後に、樹冠から突出している枝を軽く切り詰めるように行うのが良い。太い枝の切り詰めは、樹形再生のような特殊なケースに限ることが望ましく、また、腐朽が入りやすいため、樹木点検などの経過観察も必要となる。

街路樹には稀なケースであるが、高垣などの人工樹形をつくる際の、刈込鉄や刈込機などによる刈り込みも、枝先の切詰剪定である。

① 定芽がある若い枝の切り詰め

伸ばしたい方向の定芽に
沿って斜めに切除する



	適	不適
(互生の場合)		
(同生の場合)		

■ 剪定後の結核込み部位

② 定芽のない位置で切断

萌芽力の旺盛な樹木の定芽のない太い枝を切詰剪定すると、切口周辺の不特定の位置から多くの芽を出して、萌芽した枝の塊となるので、その後主に枝を残して自然な枝配りに誘導する

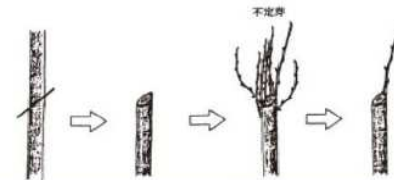


図 3-11 切詰剪定

「強剪定」を避け、定芽を生かす「柔らかな剪定」を

column2

「芽の数」を減らすと、「枝の伸長量」が大きくなる

葉などで作られた生産物 (葉) は、樹木の体内各部で分配され、樹木の成長に使われる。生産物は、幹や既存の枝の年輪の成長のほか、「芽の数」や「枝の伸長量」として使われ、蓄える。

この「芽の数」と「枝の伸長量」は、「芽の数」が減ると「枝の伸長量」が増え、「芽の数」が増えると「枝の伸長量」が減るという関係にある。

「強剪定」を施した場合

- 枝数、定芽が減って、「芽の数」も減る
- 残った枝に生産物が集中する。
- 残った枝の「伸長量」が増え、いびつな樹形に。主枝などを切り詰めると、切口に不定芽が生じ、当年枝が多数伸びる。後継枝の発生も増える。

「軽剪定」を施した場合

- 枝数が保たれ、定芽も残されて「芽の数」も保たれる。
- 生産物がそれら既存の芽や枝に分散する。
- それぞれの「枝の伸長量」が増えられ、樹形も保たれる。

〈出典：「街路樹はなぜ剪定が必要か？」より作成〉

「切る剪定」と「残す剪定」を組み合わせる

column3

小枝を残して葉を残すと、樹勢が保たれる

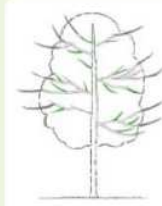
小枝を取りすぎると、葉を付けられる枝が減り、葉の生産物が減るため、樹木は従って既存の枝を更長させ、新たな葉を付けようとする。その結果、樹木は疲れ、樹形のバランスも崩れる。樹木に想定空間で生きてもらうには、その空間に樹形を収めながら、小枝を残し、葉を十分に展開させる必要がある。

「枝を残す剪定」→ 枝の配置をよく見て判断

- 主枝・副主枝 (亜主枝)・側枝から伸びる小枝のうち、外側より内部のものを作成する。常にこうした枝を育成し、主枝などを切る際の代替枝としても役立つ。
- 枝のバランスと樹木の生理を考慮し、あえて枝を残す。必要に応じて、樹勢調整に役立てる。

「枝を切る剪定」→ 代わりとなる枝を育成

- 想定空間に収まらない枝、勢いの強い枝や太い枝は外側部内部で切除するが、その下にある若い枝を残し、代わりとなる枝を育てる。



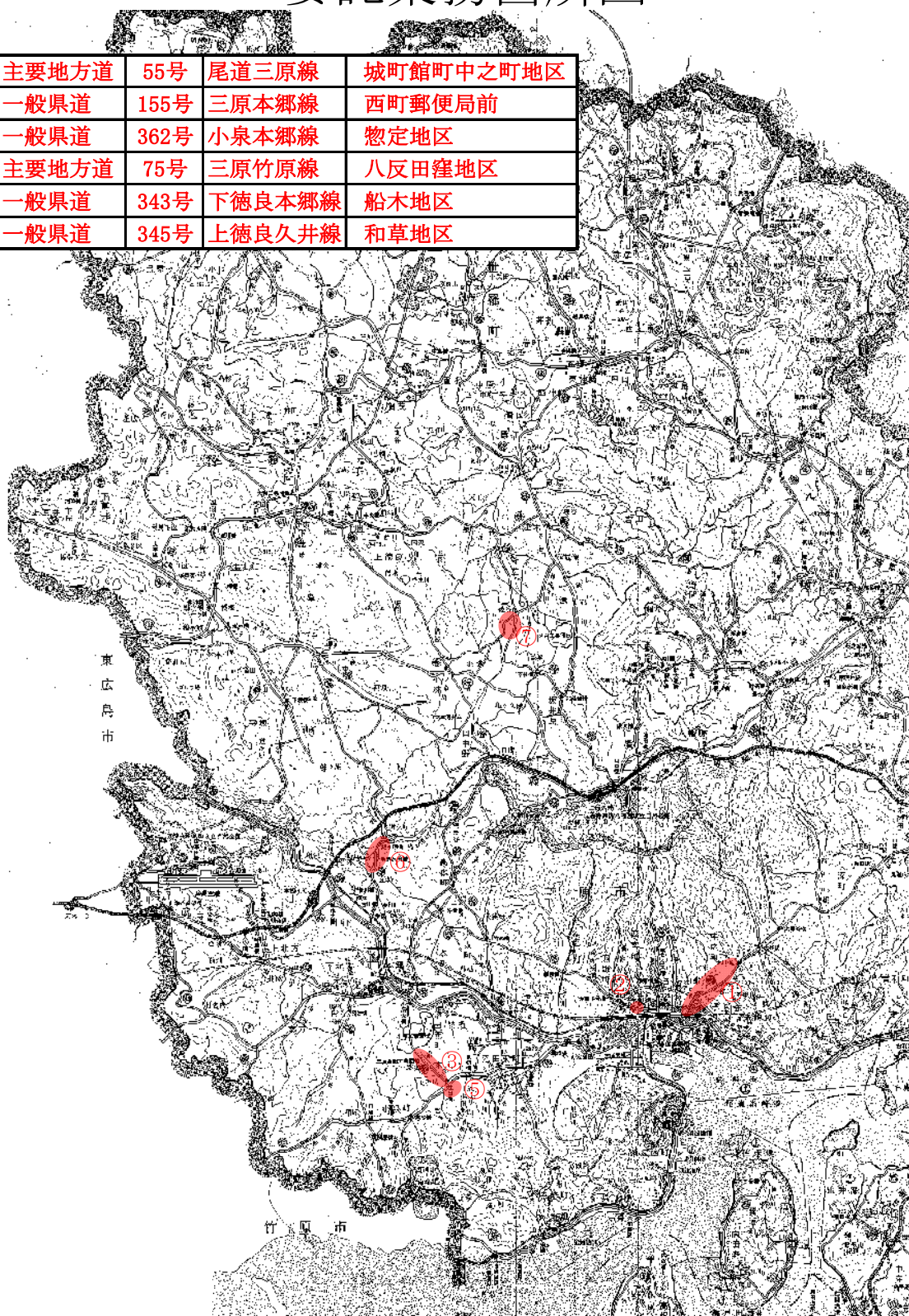
■ 代替枝 若い枝、太い枝は外側部より内部で枝を切除する
■ 剪定 再度枝を残すことによって若い枝を切ることでできる
■ 育成枝

図 代替枝と育成枝

〈出典：「街路樹はなぜ剪定が必要か？」より作成〉

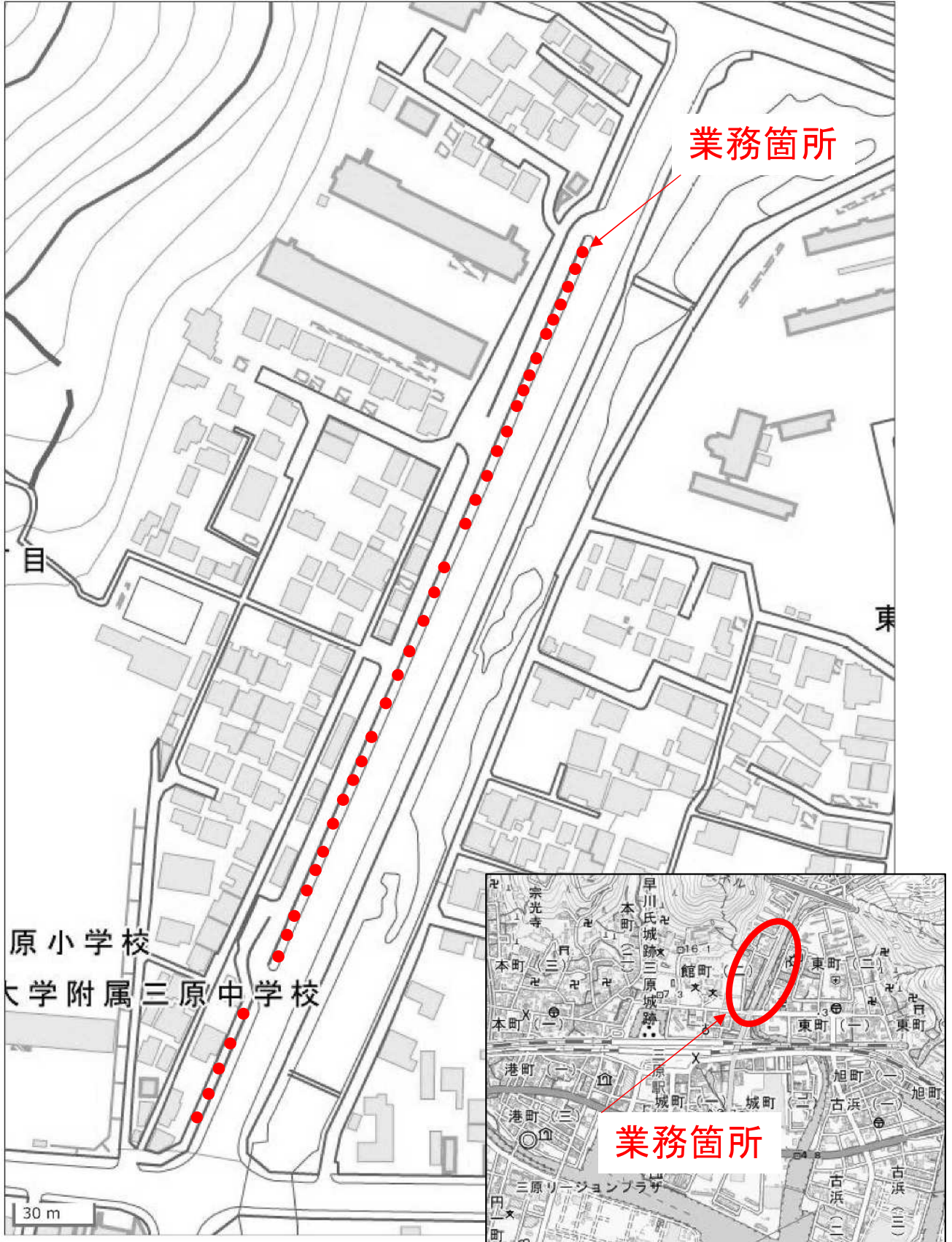
委託業務箇所図

①	主要地方道	55号	尾道三原線	城町館町中之町地区
②	一般県道	155号	三原本郷線	西町郵便局前
③	一般県道	362号	小泉本郷線	惣定地区
⑤	主要地方道	75号	三原竹原線	八反田窪地区
⑥	一般県道	343号	下徳良本郷線	船木地区
⑦	一般県道	345号	上徳良久井線	和草地区



位置図【街路樹剪定】

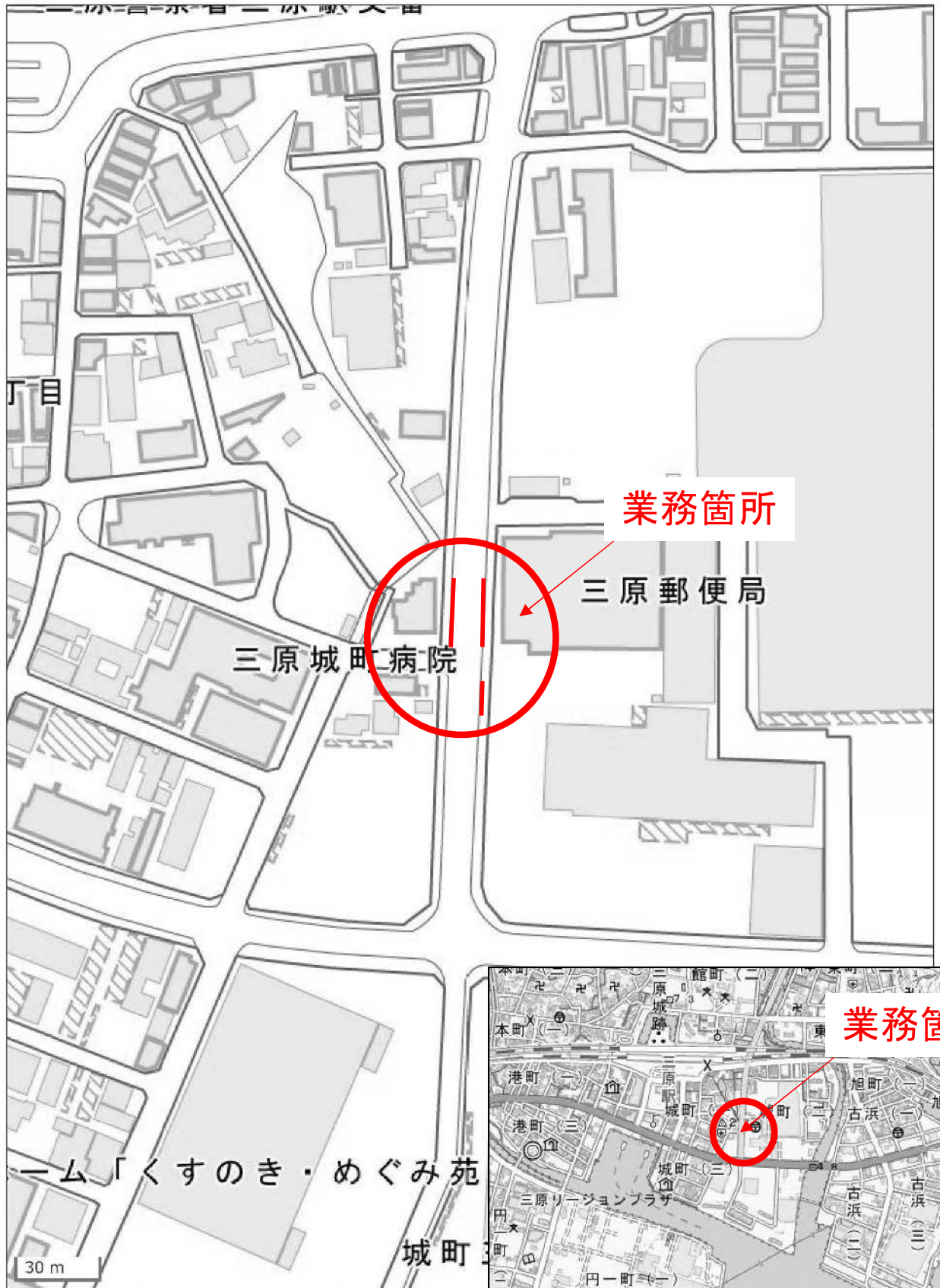
(34.398491114332984, 133.08567390646826)



この図は、国土地理院地図を使用したものである。

位置図【防草対策】

(34.398491114332984, 133.08567390646826)



この図は、国土地理院地図を使用したものである。